

社会福祉法人斑鳩町社会福祉協議会評議員選任・解任委員会 委員報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人斑鳩町社会福祉協議会(以下「本会」という。)評議員選任・解任委員会規程第5条に基づき、委員に支給する報酬等について必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 委員の報酬の額は、日額5,000円とする。

(支給基準)

第3条 委員が、会議に出席した時は、報酬を支給する。

(適用除外)

第4条 本会の役職員を兼ねる場合には、第2条に規定する報酬は支給しない。

付 則

この規程は、平成29年4月1日に施行する。